

全 員 協 議 会

日 時 平成28年8月24日（水） 午後5時15分～
場 所 全員協議会室

1 開 議

2 行政報告

○座長提言を踏まえた京都スタジアム（仮称）の整備に係る情報提供について

3 その他

全 員 協 議 会

座長提言を踏まえた京都スタジアム（仮称）の
整備にかかる情報提供について

平成28年8月24日（水）

亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)に係る環境保全専門家会議
村上興正 座長提言を踏まえた京都スタジアム(仮称)の整備について

平成28年8月24日
京 都 府

平成28年4月27日に提出された上記座長提言については、この間、まず何よりも、①地元の理解・協力を得ることができるか。また、府民負担を考え、②現財政フレームの枠内で対応できるか。さらに現公園用地の活用について、③アユモドキの保全のために国・府・市による総合的な保全ができるか。との3つの観点から、慎重に検討してまいりました。今回、亀岡市においても、地元関係者等に対して説明を行い、理解・協力が得られ、提言を受け入れ、スタジアム整備を進めて欲しいとの申し出がありました。府としては、今、申し上げた3条件について、下記のとおり条件を満たしたことを踏まえ、座長提言に基づいて、京都スタジアム(仮称)の整備等を進めてまいりたいと考えております。

なお、この間の亀岡市の御努力と地元関係者など多くの方々の多大な御理解と御協力に改めて感謝申し上げます。

記

1 地元等の理解、協力

現計画地に隣接する「亀岡駅北土地地区画整理事業地」でスタジアム整備を進めることについて、亀岡市においては、亀岡市亀岡駅北土地地区画整理組合及び関係地権者から、同土地地区画整理事業地内での土地提供の協力について承諾を得ることができた。さらに亀岡市から地元自治会等に説明を行ったところ、これまでの経過はあるが理解できるとの意見をいただいたところであり、亀岡市はもとより、地元の理解・協力が得られることになったこと。

2 現財政フレームの枠内での対応

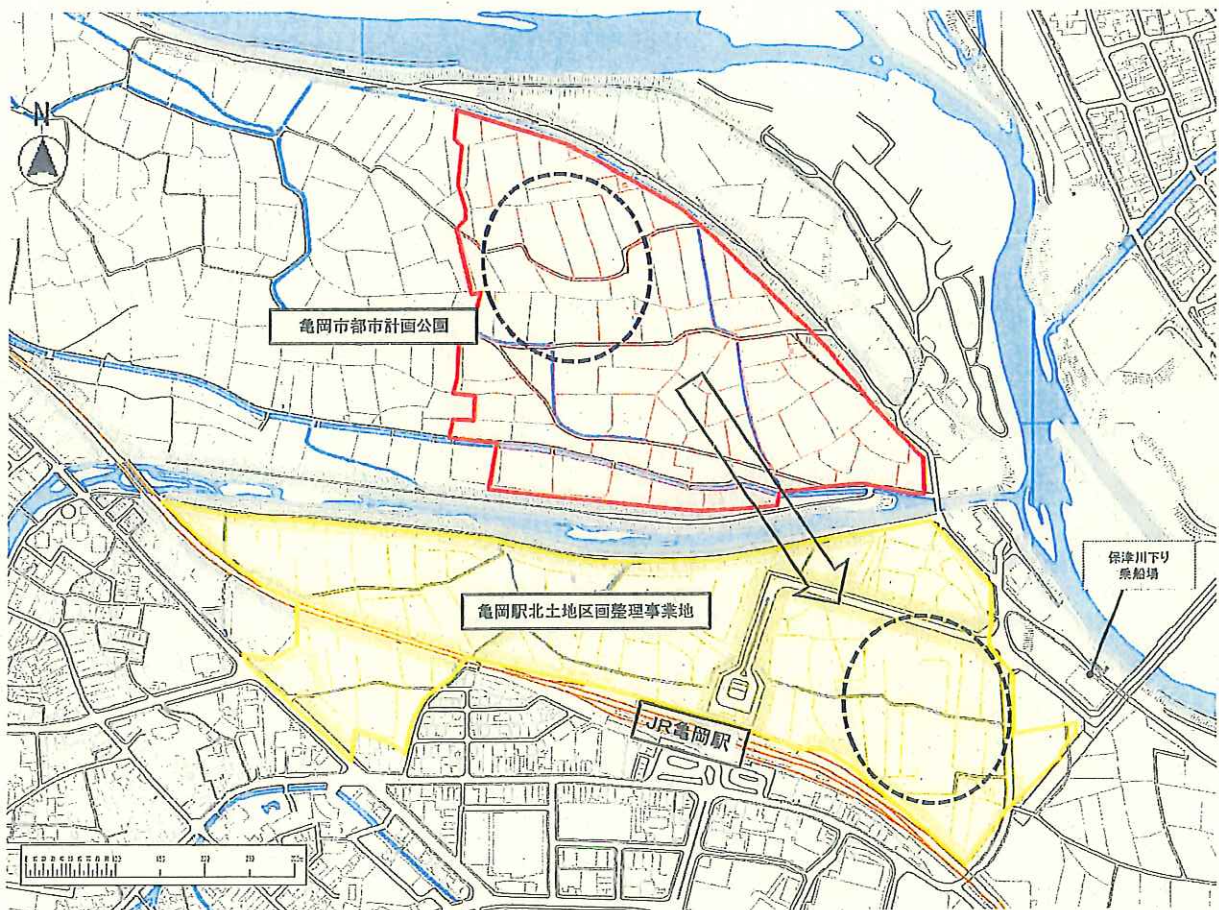
亀岡駅北土地地区画整理事業地内でのスタジアム用地の確保には、新たに約34億円の用地費財源が必要となるが、一方で、建設位置が変わることにより、①用地造成や治水対策のための地下貯水ピット整備が不要になること等により、スタジアム建設費が減額になること、②アクセス道路整備や上下水道整備の減少等によりインフラ整備費が減額になること等、相当の整備費の縮減が見込まれることから、スタジアム整備についての京都府156億円、亀岡市50億円、合計206億円という財政フレームの枠内で、スタジアム整備は、現状において、可能との見通しを得たこと。

なお、亀岡市からの財政的支援要請については、京都府の財政フレームの枠内で支援することとする。

3 アユモドキの保全の確保

アユモドキの保全について、環境省、文化庁からも、平成16年作成の「アユモドキ保護増殖事業計画」に基づき、引き続き、財政的、技術的な支援等を行っていく旨の考えを確認できたこと。

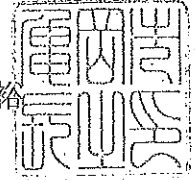
今後、公有地化された現公園用地エリアを中心として、専門家会議の提言を踏まえ、府及び市は国や地元等の関係者と連携を図り、ラバーダム改修、共生ゾーン整備、水路環境改善等や必要な調査、アユモドキの保全活動など、アユモドキの保全対策にしっかり取り組むことによって、アユモドキの保全についても今まで以上の効果が期待できること。



28政第1026号
平成28年8月24日

京都府知事 山田 啓二 様

亀岡市長 桂川 孝裕



亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム（仮称）に係る
環境保全専門家会議 村上興正座長提言を踏まえた京都
スタジアム（仮称）の整備について

平成28年4月27日に提出された上記座長提言を受け、亀岡市においては、
亀岡駅北土地地区画整理事業地でスタジアム整備を進めることについて、自治会
をはじめとする地元関係者等への説明を重ね、その結果、これまでの経過はあ
るものの理解はするとの御意見をいただき、また、亀岡駅北土地地区画整理組合
及び関係地権者に対して、同土地地区画整理事業地内での土地提供について願
いをし、この度全ての地権者から協力の承諾をいただくことができました。

このように地元の理解と協力が得られることになったことを踏まえ、京都府
におかれましては、座長提言に基づいて、京都スタジアム（仮称）の整備を進
めていただきますようお願いいたします。

あわせて、同土地地区画整理事業地内でのスタジアム用地の確保には、新たに
約34億円の財源が必要になりますが、本市の財政状況を鑑みると、当該財源
を本市のみで負担することは極めて難しいと考えられることから、京都府によ
る財政的な御支援をいただきますようお願いいたします。

さらに、本市が既に用地買収を行っている京都・亀岡保津川公園の予定地に
つきましては、市街地近郊の都市公園として、市民や本市を訪れる人々が親し
みと憩いの場として利用できるよう活用を図るととともに、公園エリアを中心
として、周辺地域の豊かな自然環境のシンボルであるアユモドキ等の保全につ
きましても、財政的・技術的な支援をはじめ、府及び国による強力な取組みを
進めていただきますようお願いいたします。